

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百七十七条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条

※「この書き下ろし条文においては、右の各条に規定する読替規定に基づく読み替えのほか、分かりやすさの観点から、解釈に当たり当然に変更が加えられるべき部分（例えば、「一般社団法人」を「一般財団法人」に置き換えるなど）についても、所要の変更を加えた形で書き下ろしている。

一・一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用されている規定（第一百七十七条関係）

（選任）

第六十三条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。（役員の資格等）

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

（法人）

1 削除（法人）

この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五条）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）理事は、三人以上でなければならない。

3 2 監督人がある場合には、成年被後見人が、成年被後見人の同意（後見わつて就任の承諾をしなければならない。

3 2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人があつては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わつて就任の承諾をしなければならない。

3 第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わつて就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合があつては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができるない。

（理事の任期）

第六十六条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。（監事の任期）

第六十七条 監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を退任した監事の任期の満了する時までとする（准用しない）。

（会計監査人の資格等）

第六十八条 会計監査人は、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）

）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。以下同じ。又は監査法人でなければならない。会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを一般財団法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

1 公認会計士法の規定により、第一百九十九条において準用する第二百二十三条第一項に規定する計算書類について監査をすることができない者

2 一般財団法人の子法人若しくはその理事若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けていいる者又はその配偶者

3 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

（会計監査人の任期）

第六十九条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定期評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定期評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置一般財団法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の効力が生じた時に満了する。

（監事による会計監査人の解任）

第七十条 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

3 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと。

4 前項の規定による解任は、監事が二人以上ある場合には、監事の全員の同意によって行われなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、監事の互選によつて定めた監事）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（監事の選任に関する監事の同意等）

第七十二条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とする（准用しない）こと又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）

第七十三条 評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 監事が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監事が」とあるのは、「監事の過半数をもつて」とする。

3 （監事等の選任等についての意見の陳述） 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

べることができる。

3 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨及び第百八十二条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は会計監査人について、前二項の規定は会計監査人を辞任した者及び第一百七十七条において準用する第七十一条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について」あるのは、「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは、「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

第五十五条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期

二・一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用されている規定（第一百九十七条関係）

（一般財団法人の代表）

第七十七条（準用しない）

4 代表理事は、一般財団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた場合は、善意の第三者に対抗することができない。

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第六十八条 一般財団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより

3 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

4 対して支払う報酬の額を定めることができる。

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された

理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般財団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし

一般財団法人は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（表見代表理事）

第八十二条 一般財団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般財団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に對してその責任を負う。

（忠実義務）

第八十三条 理事は、法令及び定款を遵守し、一般財団法人のため忠実にその職務を行わなければならぬ。

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1 理事が自己又は第三者のために一般財団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 一般財団法人が理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間において一般財団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

3 民法第一百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない

の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより

3 一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

4 裁判所は、前項の一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、一般財団法人がその者に対し

て支払う報酬の額を定めることができる。

5 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

6 第百七十七条において準用する第六十八条及び第一百七十七条において準用する第七十一条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、一般財団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第六十六条 一般財団法人の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うる事由があるときは、評議員は、当該一般財団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、「これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、一般財団法人の子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告しなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にして、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、一般財団法人及び検査役の選任の申立てをした評議員に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による評議員会招集等の決定）

第六十七条 裁判所は、前条第五項の報告があつた場合には、必要があると認めるときは、理事に

2 対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

1 一定の期間内に評議員会を招集すること。

2 前条第五項の調査の結果を評議員に通知すること。

3 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、理事は、前条第五項の報告の内容を同号の評議員会において開示しなければならない。

4 前項に規定する場合には、理事又は監事は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の評議員会に報告しなければならない。

（評議員による理事の行為の差止め）

第六十八条 評議員は、理事が一般財団法人の目的の範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該一般財団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 （準用しない）

（理事の報酬等）

第六十九条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によつて定

ときは、担保を立てさせないものとする。

(一般財団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第一百四条 第百九十七条において準用する第七十七条第四項の規定にかかるらず、一般財団法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が一般財団法人に対して訴え提起する場合には、当該訴えについては、監事が一般財団法人を代表する。

（準用しない）

（監事の報酬等）

第一百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によつて定める。

監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は評議員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によつて定める。

監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

（費用等の請求）

第一百六条 監事がその職務の執行について一般財団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該一般財団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

（会計監査人の権限等）

第一百七条 会計監査人は、次節の定めるところにより、一般財団法人の計算書類（第一百九十九条において準用する第一百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。第一百九十八条において準用する第一百十七号イにおいて同じ。）及びその附属明細書を監査する。（この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

（監事に対する報告）

第一百八条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

三 一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用されている規定（第一百九十八条関係）

（役員等又は評議員の一般財団法人に対する損害賠償責任）

第一百十一条 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款及び第三百二十二条第二項第九号において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、一般財団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第一百九十七条において準用する第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて一般財団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第百九十七条において準用する第八十四条第一項の理事

二 一般財団法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

第一百十二条（責任一部免除）
（一般財団法人に対する損害賠償責任の免除）
前条第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

第一百十三条（責任一部免除）
前条の規定にかかるらず、役員等の第一百九十八条において準用する第一百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行つにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第2号に掲げる額（第一百九十八条において準用する第一百十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般財団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次の利益からハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

一 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置一般財団法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置一般財団法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第百七十七条において準用する第六十八条第三項第一号又は第二号に掲げる者

会計監査人設置一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人である者

会計監査人設置一般財団法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

できる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前項第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には、一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 総評議員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般財団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前項第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第一百五十三条 第百九十八条において準用する第一百十二条の規定にかかわらず、一般財団法人は、理事(業務執行理事(代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般財団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般財団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項において同じ。)又は当該一般財団法人の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条及び第三百二十二条第二項第十号において「非業務執行理事等」という。)の第百九十八条において準用する第一百十二条第一項の責任において、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般財団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般財団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百九十八条において準用する第一百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般財団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

四・一般財団法人について準用されている規定(第一百九十八条の二関係)

(補償契約)

第一百八十二条 一般財団法人が、理事、監事又は会計監査人(以下この款において「役員等」という。)に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般財団法人が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

二 一般財団法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該一般財団法人が前項第二号の損害を賠償するすれば当該役員等が当該一般財団法人に対し

て第百九十八条において準用する第一百十一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う

一 第百九十八条において準用する第一百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
三 第百九十八条において準用する第一百十三条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
四 第百九十八条において準用する第一百十三条第一項の責任は、任務を怠つたことによるものであることをもつて免れることができない
五 第百九十八条において準用する第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第一百六十六条 第百九十七条において準用する第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第百九十八条において準用する第一百十三条第一項の責任は、任務を怠つたことによるものであることをもつて免れることができない。

6 第百九十八条において準用する第一百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

2 前項の規定は、前項の責任については、適用しない。

(役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任)

第一百七十七条 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事が次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録(準備しない)

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告(第一百九十九条において準用する第一百二十八条第三項に規定する措置を含む。)

2 監事監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員等及び評議員の連帯責任)

第一百八十二条 役員等又は評議員が一般財団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者としている。

場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般財団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般財団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを見つめたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 一般財団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第百九十七条において準用する第八十四条第一項及び第九十二条第二項並びに第百九十八条において準用する第一百十一項第三項及び第一百六十六条第一項の規定は、一般財団法人と理事との間の補償契約について、適用しない。

6 民法第八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第一百八十三条 一般財団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第百九十七条において準用する第八十四条第一項及び第九十二条第二項並びに第百九十八条において準用する第百十一条第三項の規定は、一般財団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結

五、一般財団法人の計算について準用されている規定（第百九十九条関係）

第一百十九条 一般財団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つるものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第二十条 一般財団法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

第二十一条 一般財団法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第二十二条 評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ

る。（後段は準用しない）
一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写

の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されたもの（以下「電磁的記録」とい

う）を請求する場合は、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

の閲覧又は謄写の請求

(会計帳簿の提出命令)

第二十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ぜることができる。

(計算書類等の作成及び保存)

第二十四条 一般財団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

第二十五条 一般財団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

第二十六条 一般財団法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第二十七条 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるとおり、監事の監査を受けなければならない。

第二十八条 前条第二項の事業報告及びその附属明細書は、法務省令で定めるところにより、定期評議員会の開催前に提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならぬ。

第二十九条 一般財団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第百九十九条において準用する第二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。））を、定期評議員会の開催前に提出する場合は、定期評議員会の日（第二回間前日（第百九十四条第一項の場合は、同項の提案があった日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。）を、定期評議員会の日（第二回間前日（第百九十四条第一項の場合は、同項の提案があった日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつては、この限りでない。評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該一般財団法人の定めた費用を支払わなければならない。

第二十一条 前項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の評議員への提供)

第二十二条 理事会は、定期評議員会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、評議員

に対し、前項第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合には、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(計算書類等の定期評議員会への提出等)

第二十三条 理事会は、第百九十九条において準用する第二十四条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定期評議員会に提出し、又は提供しなければならない。（第一号、第二号及び第四号は

については、適用しない。民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等の賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等の賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

（準用しない）

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定期評議員会の承認を受けなければならぬ。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人設置一般財団法人の特則)

第二十四条 会計監査人設置一般財団法人については、第百九十九条において準用する第二十四条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い一般財団法人の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。

この場合においては、理事は、当該計算書類の内容を定期評議員会に報告しなければならない。

(貸借対照表等の公告)

第二十五条 一般財団法人は、法務省令で定めるところにより、定期評議員会の終後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般財団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

前項の規定にかかるらず、その公告方法が第三百三十二条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である一般財団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

前項の規定にかかるとおり、定期評議員会の終後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を定期評議員会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第二十六条 一般財団法人は、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第百九十九条において準用する第二十四条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。））を、定期評議員会の日（第二回間前日（第百九十四条第一項の場合は、同項の提案があった日）から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。）を、定期評議員会の日（第二回間前日（第百九十四条第一項の場合は、同項の提案があった日）から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつては、この限りでない。評議員及び債権者は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該一般財団法人の定めた費用を支払わなければならない。

計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

計算書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの（以下「表示されたもの」といふ。）の閲覧の請求

前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて一般財団法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(計算書類等の提出命令)

第二十七条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ぜることができる。